

長建協発第 439 号
平成 23 年 2 月 18 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の
一部を改正する法律等の施行について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年 5 月 19 日に公布され、本年 4 月 1 日から施行される標記法律の一部改正等につきましては、平成 23 年 2 月 10 日付長建協発第 427 号にて、長崎県環境部廃棄物対策課作成の「一部改正のポイント」をご案内いたしておりました。

今般、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長より、各都道府県知事あて、別添とおり通知が出された旨、国土交通省から情報提供がございましたのでお知らせ申し上げます。